令和６年度
菊池市燃料価格高騰対策
運送事業者支援事業補助金申請要領

【申請受付期間】

・令和７年５月 19 日（月）～　令和７年６月 20 日（金）

予算上限に達した場合、期間内であっても受付を終了する場合があります。

【提出・問い合わせ先】

菊池市役所　経済部　商工振興課

〇住　　所 ： 〒861-1392　菊池市隈府 888 番地
〇電　　話 ： 0968-36-9720（直通）
〇ＦＡＸ ： 0968-25-1123
〇受付時間 ： 9：00～17：00／月～金曜日（閉庁日を除く）

【その他】

・本申請要領のほか、菊池市燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金交付要綱等を、菊池市ホームページに掲載していますのでご参照ください。

菊池市

１．事業の目的

この補助金は、市民の日常生活に必要不可欠な物資や公共交通の運行等について、原油価格高騰等の影響を受けている事業者に対し、燃料費相当の一部助成を行うことでその維持を図り、市民生活の安全安心の確保につなげることを目的とします。

２．交付対象事業

(1)　一般貨物自動車運送事業
(2)　特定貨物自動車運送事業
(3)　貨物軽自動車運送事業
(4)　一般貸切旅客自動車運送事業
(5)　一般乗用旅客自動車運送事業
(6)　自動車運転代行業（随伴用自動車）

３．交付対象者

次の各号に掲げる**全ての要件**を満たす事業者とする。

(1)　令和７年５月１日(以下「基準日」という。）時点において、前条に掲げる交付対象事業に必要な許認可等を有し、市内で継続して交付対象事業を営んでいること。
(2)　貨物自動車運送事業法により届け出た営業所が市内に位置すること。
(3)　交付申請後も、市内で交付対象事業の継続の意思があること。
(4)　菊池市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有している者でないこと。
(5)　市税の滞納がないこと。

４．交付対象車両

次の各号に掲げる**全ての要件**を満たすものとする。

(1)　基準日において、交付対象者が所有し、又はリース契約により借り受け、かつ、熊本運輸支局に登録され、常時使用されている事業用自動車。ただし、自動車運転代行業については、随伴用自動車とする。
(2)　自動車検査証等における「使用の本拠の位置」欄に記載される住所が、市内住所地であること。
(3)　自動車検査証等における「有効期間の満了する日」欄に記載される年月日が第６条の交付申請をする日以降であること。

５．補助額

<table>
<tr><th colspan="3">交付対象車両の区分</th><th>補助金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般・特定貨物自動車運送事業・貨物軽自動車運送事業</td><td>最大積載量　２ｔ超え</td><td rowspan="4">緑（黒）
ナンバー</td><td>40,000 円/台</td></tr>
<tr><td>最大積載量　２ｔ以下</td><td>20,000 円/台</td></tr>
<tr><td>一般貸切旅客事業者運送事業</td><td>貸切バス</td><td>40,000 円/台</td></tr>
<tr><td>一般乗用旅客自動車運送事業</td><td>タクシー</td><td>20,000 円/台</td></tr>
<tr><td>自動車運転代行事業</td><td>運転代行</td><td>随伴用登録車両</td><td>20,000 円/台</td></tr>
<tr><td colspan="4">１．リース車両については、自動車検査証に記載の使用者が申請者と同一の個人または法人であること
２．以下の車両は対象外とする
・電気自動車や水素自動車、原動機付き自転車を含む自動二輪車
・小型特殊自動車（フォークリフト、農業用トラクター等）、被けん引車（原動機の搭載がないもの）、霊柩車、路線バス</td></tr>
</table>

６．申請方法等

【1. 申請方法】

平日 9 時～17 時までに菊池市役所経済部商工振興課へ提出書類を揃えてご提出ください。

（住 所）　〒861-1392　菊池市隈府 888 番地　（電話）0968-36-9720（直通）

必要となる資料は、対象事業ごとに異なりますので、別添のチラシをご確認ください。

※書類の不備等があり、申請者が必要書類の提出又は関係書類の補正等について是正に応じない場合や連絡が取れない場合、その期間が 14 日間続いたときは、申請が取り下げられたものとみなします。

７．その他

1. 補助金の交付は、１事業者につき１回限りとなります。
2. 補助金交付の目的に従って補助事業を行ってください。
3. 虚偽申請、不正受給等が認められる場合は、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。
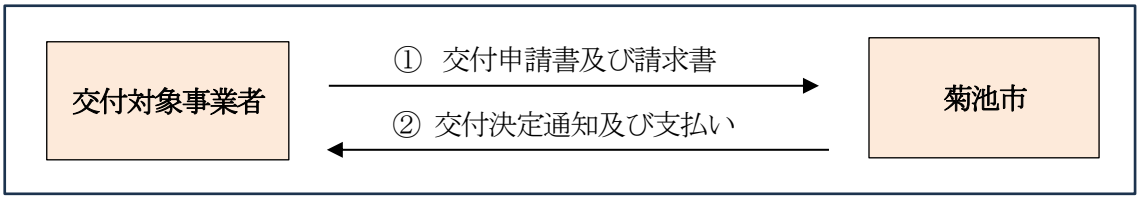
【参考】補助金のスキーム